

平成18年5月18日

各位

会社名 新光商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 北井 暁夫
(コード番号 8141 東証第一部)
問合せ先 取締役 蜂谷 訓平
TEL 03 - 5721 - 2071

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、平成18年6月23日開催予定の第53期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 事業の拡大を図るため、事業目的に「ソフトウェアおよび回路設計技術者の派遣業」を追加するものであります。
- (2) 取締役会において実質的な討議が行われることを確保し、かつ効率的な意思決定を図るため、近年の取締役の選任状況を勘案し、取締役の定員を17名以内から12名以内に変更するものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の事項について、定款の一部を変更するものであります。

変更案第4条(機関)については、各章にまたがっていた各機関を設置する旨の規定を1条にまとめ明確化するものであります。

変更案第7条(株券の発行)については、会社法では株券を発行する場合は定款に定めを必要とするため、株券を発行する旨の規定を新設するものであります。

変更案第10条(単元未満株式についての権利)については、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するために新設するものであります。

変更案第18条(議決権の代理行使)については、代理人の数を定める他、文言の整理を行うものであります。

変更案第25条(取締役会の決議の省略)については、必要が生じた場合に書面により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう新設するものであります。

変更案第26条(代表取締役および役付取締役)については従来、代表取締役と役付取締役の2条に分かれていた規定を1条にまとめるものであります。

変更案第31条(取締役の責任免除)ならびに変更案第41条(監査役の責任免除)については、取締役、監査役ならびに社外取締役、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役および監査役については取締役会の決議によって損害賠償責任を免除することができる旨、社外取締役および社外監査役については責任限定契約の締結を可能とするよう改定するものであります。

変更案第44条(会計監査人の責任免除)については、会社法の施行に伴い、会計監査人が新たに株主代表訴訟の対象とされたことから、社外取締役および社外監査役とのバランスを考慮し、同様の責任限定契約の締結を可能とするものであります。

その他、旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて表現の変更、字句の修正、条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成18年6月23日(金曜日)

定款変更効力発生日

平成18年6月23日(金曜日)

以上

<別紙>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は新光商事株式会社と称し、英文では Shinko Shoji Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 電気機器ならびにその部品、原材料、付属品の購入、販売および製造2. エレクトロニクス機器ならびにその部品、原材料、付属品の購入、販売および製造3. 各種機器の据付および建設工事の設計、請負4. 服飾雑貨、室内装飾品および日用雑貨の販売5. ソフトウェアの製作、販売、賃貸6. 医薬品、医薬部外品および医療機器の製造、販売7. 水質汚濁防止装置、生ゴミ処理装置および廃棄物処理剤の製造、販売8. コンピュータによる情報処理の受託およびサービス業9. 前各号に関する輸出入および研究、開発コンサルティング業10. 不動産の賃貸および管理11. 金融および損害保険代理業12. 有価証券の投資および運用、債券の買取13. クレジットカードの取扱業14. ホテル、ヘルスクラブ、アスレチッククラブおよびスポーツの各施設 および飲食店の経営15. 旅行代理業16. 倉庫業および貨物運送取扱業ならびに運送代理店業17. 出版業18. 前各号に関連および付帯する一切の事業 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都目黒区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 1. ~ 17. (現行どおり)</p> <p><u>18. ソフトウェアおよび回路設計技術者の派遣業 (新設)</u> <u>19. 号数の繰り下げ</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 39,700,000 株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ3第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買い受けることができる。</u></p> <p>(株式の種類)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式数は 100 株とする。当社は、<u>1 単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、39,700,000 株とする。(但し書きを削除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は 100 株とする。当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する単元未満株式について、<u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集、新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 第 13 条に定める請求をする権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の取扱)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の発行株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取および買増、その他株式に関する手続ならびに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社は株式につき、名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定する。</p> <p>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取および買増等に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第 10 条</u> 定時株主総会において、権利を行使すべき株主は、毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載または記録された株主 (実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ) とする。 前項のほか、必要ある場合には取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を設けることができる。</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p><u>第 11 条</u> 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて 1 単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 12 条</u> 定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 12 条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第 13 条</u> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 14 条</u> 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 15 条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長) <u>第 13 条</u> 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役会長が招集し、その議長となる。ただし、取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議の方法) <u>第 14 条</u> 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した<u>株主の議決権の過半数</u>をもって行う</p> <p><u>商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数</u>をもって行う</p> <p>(議決権の代理行使) <u>第 15 条</u> <u>当会社の株主は代理人をもって、その議決権を行使することができる。ただし代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。</u> 代理人は<u>総会毎に代理権を証する書面</u>を会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) <u>第 16 条</u> 株主総会の議事録は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席取締役が記名捺印する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員) <u>第 17 条</u> 当会社の取締役は、<u>17 名以内</u>とする。</p> <p>(選 任) <u>第 18 条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>をもって行う</p> <p>取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないもの</u>とする。</p>	<p>(招集権者および議長) <u>第 16 条</u> (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) <u>第 17 条</u> 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う</p> <p><u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上</u>をもって行う</p> <p>(議決権の代理行使) <u>第 18 条</u> <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> <u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) <u>第 19 条</u> 株主総会の議事録は、その経過の要領および結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席取締役が記名捺印または電子署名を行う</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(定 員) <u>第 20 条</u> 当会社の取締役は、<u>12 名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法) <u>第 21 条</u> (現行どおり) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数</u>をもって行う (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p><u>第 19 条</u> 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役は取締役会を組織する。</p> <p><u>取締役会は法令または定款に定める事項を除き、会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第 23 条</u> 会社を代表する取締役は取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第 24 条</u> 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者 議長および招集通知)</p> <p><u>第 23 条</u> (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第 24 条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 25 条</u> 当社は、<u>会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第 26 条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) <u>第 25 条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(相談役または顧問) <u>第 26 条</u> 取締役会の決議により相談役、顧問を置くことができる。</p> <p>(報酬および退職慰労金) <u>第 27 条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役会規程) <u>第 28 条</u> 取締役会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議事録) <u>第 27 条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>(相談役または顧問) <u>第 28 条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等) <u>第 29 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会規程) <u>第 30 条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第 31 条</u> 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により 任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により 社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員) <u>第 29 条</u> 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選 任) <u>第 30 条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3分の 1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員) <u>第 32 条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任方法) <u>第 33 条</u> (現行どおり) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p><u>第 31 条</u> 監査役の任期は、<u>就任後 4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の<u>残任期間と同一</u>とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 32 条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p><u>第 33 条</u> 監査役は監査役会を組織する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第 34 条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第 35 条</u> 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 36 条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に<u>記載</u>し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第 37 条</u> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により<u>定める。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第 38 条</u> 監査役会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第 34 条</u> 監査役の任期は、<u>選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する株主総会の終結の時までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 35 条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 36 条</u> (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第 37 条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 38 条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 39 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ<u>て定める。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第 40 条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 41 条</u> 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により 任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 39 条 当社の営業年度は、毎年 4月 1日から翌年 3月 31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 40 条 利益配当金は毎年 3月 31日現在における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対しこれを支払う</p>	<p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 42 条 <u>会計監査人は株主総会において選任する。</u></p> <p><u>会計監査人の選任決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 43 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 44 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により 会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 45 条 当社の事業年度は、毎年 4月 1日から翌年 3月 31日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 46 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1項に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 41 条 当社は取締役会の決議により毎年 9 月 30 日現在における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配 (以下「中間配当」という) をすることができる。</p> <p><u>(配当金等の除斥期間)</u></p> <p>第 42 条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p><u>(転換社債に関する事項)</u></p> <p>第 43 条 当社の発行した転換社債に対し転換請求がなされた場合、利益配当および中間配当については 4 月 1 日から 9 月末日までおよび 10 月 1 日から 3 月末日までを、それぞれ営業年度とみなし、転換請求がなされた時の属する営業年度の初めに転換があったものとみなす。</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 47 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(配当金等の除斥期間)</u></p> <p>第 48 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(削除)</p>